入札説明書

宍道湖西部浄化センターの改築工事等に伴う発生材の売払いに関する入札及び契約については、以下のとおりとします。

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名

宍道湖西部浄化センターの改築工事等に伴う発生材の売払い

- (2) 売払い物品および引渡条件等 別紙「仕様書」のとおり。
- (3)入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算 した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を落 札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で あるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額 を入札書に記載すること。

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む)でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
 - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目(大分類「売払品」小分類「不用品」)に登録されている者であること。
 - (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
 - (6)島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に 基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
 - (7) 松江市、安来市又は出雲市内に本店、支店又は営業所を有する者
 - (8) 金属くず商の許可を有する者
- 3 入札参加資格確認申請に関する事項
 - (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年12月2日午後2時までに、次に定める書類を島根県宍道湖流域下水道事務所長に提出してください。
 - ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - イ 金属くず商の許可を有する証の写し
 - (2) 提出場所

〒690-0023 島根県松江市竹矢町1444番地 島根県宍道湖流域下水道事務所 業務課

(3) 提出方法

持参又は簡易書留により郵送してください。

- (4) その他
 - ア 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
 - イ 提出された書類に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに 遅滞なく申請書の補正を行ってください。
 - ウ 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は令和7年12月4日午後5 時までに書面により通知します。
 - エ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札 に参加することができません。

4 入札の場所及び日時

- (1) 日時 令和7年12月8日 午後2時
- (2)場所 宍道湖東部浄化センター 管理本館 3階 小会議室

5 入札方法等

- (1) 入札の方法
 - ア FAX及び郵便による入札は認められません。
 - イ 入札者(入札権限等を委任された代理人を含む。以下同じ。)は、封入した入札書と一緒に【9 入札時に持参するもの】を入札会場に持参してください。
- (2) 落札者の決定方法
 - ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。
- (3) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の住所、商号又は名称、氏名を記入するとともに、 入札前に委任状(様式第3号)を提出してください。
 - イ 代理人は、他の入札者の代理人を兼ねることはできません。
- (4) 開札の方法
 - ア 開札は、入札者又はその代理人、島根県宍道湖流域下水道事務所職員を立ち会わせて行います。
 - イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後に開札の場所に入場することはできません。
 - ウ 入札者又はその代理人は、開札の場所に入場しようとするときは、入札担当者の求めに応じて、入札参加資格を証明する書類を提示することが必要です。
 - エ 入札者又はその代理人は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札 の場所を退場することはできません。
 - オ 開札の結果、予定価格以上の入札がない場合は、当該開札の終了後に再度入札を行います。
- (5) 再度入札
 - ア 再度入札は2回までとします。(合計3回)
 - イ 入札参加者のうち、再度入札に参加しない者は、開札の場所を退場してください。
 - ウ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、最高価格入札者と随意契約の協議を 行うことがあります。ただし、その場合でも予定価格は変更しません。
- (6) 入札の取止め又は延期

不正の入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたと

きは、当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがあります。

(7) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、あるいは、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とします。

- ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。
- イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。
- ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。
- エ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- オ 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認後入札の時点までに指名停止措置 を受けた者のした入札
- カ 明らかに不正な行為によってされたと認められる入札
- キ 前各号に掲げる者のほか、公告等において示した入札条件に違反した入札

(8) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前にあっては入札 辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載し た入札書を提出してください。

6 入札保証金に関する事項

- (1)島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。
- (2)入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができます。
- (3) 入札保証金の納付は、入札時までに島根県宍道湖流域下水道事務所業務課に納付又は提供してください。この場合は、事前に連絡をお願いします。
- (4)入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、(3)の場所において環付します。
- (5) 入札保証金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときには、県に帰属します。
- (6) 入札保証金は、次のいずれかの方法で免除を受けることができます。
 - ア 保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、契約書の写しを提出する。
 - ウ 入札保証金の免除に関する誓約書(様式第6号)を提出する。ただし、令和7年12月2日 午後2時までに申請しなかった場合は、免除されない場合があります。

7 契約保証金に関する事項

- (1) 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除します。
- (2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用します。
- (3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとします。
 - ア 納付場所 6(3)の場所
 - イ 納付時期 落札の日から7日以内
- (4) 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付します。

- 8 契約に関する事項
 - (1) 契約書作成の要否 要します。
 - (2) 契約条項 別添「物品売買契約書(案)」のとおり。
 - (3) 契約時期

落札決定を受けた日の翌日から7日以内に契約を締結してください。

- (4) 契約手続きに使用する言語・通貨 日本語及び日本国通貨とします。
- 9 入札時に持参するもの

次に掲げるものを入札時に持参してください。

- (1) 代理人の場合は委任状(様式第3号)
- (2) 入札参加資格確認通知書
- 10 入札等の手続きに要する経費については、入札参加者の負担とします。
- 11 質疑回答に関する事項
 - (1) 入札説明書等に対する質疑 入札説明書及び添付資料について質疑がある場合は、質疑票(様式第5号)により令和7年11 月28日午後2時までに提出してください。なお、質疑はFAXでのみ受け付けます。
 - (2) 提出先

島根県宍道湖流域下水道事務所 業務課

FAX 0852-37-0447

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和7年12月4日午後5時までに書面により回答します。

【入札説明書添付書類】

- 1. 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- 2. 入札書(様式第2-1号、2-2号)
- 3. 委任状(様式第3号)
- 4. 入札辞退届(様式第4号)
- 5. 質疑票(様式第5号)
- 6. 入札保証金の免除に関する誓約書(様式第6号)
- 7. 仕様書(発生材リスト、位置図、平面図を含む)
- 8. 物品売買契約書(案)